

別表（第2条関係）

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 登録基準

項目	基準	
規模	<p>各戸の床面積が 25 m²以上 （共有部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、18 m²以上） ※埼玉県賃貸住宅供給促進計画により、以下のとおり規模の基準を緩和する。 ○平成7年度までに着工された賃貸住宅の場合 16 m²以上 ○平成8年度から平成17年度までに着工された賃貸住宅の場合 18 m²以上</p>	
構造及び設備	<p>各居住部分が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること （共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えたものであることを有しない。）</p> <p>地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること</p> <p>消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないものであること</p>	
共同居住型住宅（シェアハウス）の基準	居住人数	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分について、各専用部分の入居者の定員は1人であること
	規模	<p>住宅の床面積が、15 m²×A+10 m²以上であること（ただし、A≧2） ※Aは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合、当該賃貸人を含む。）</p> <p>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分について、各専用部分の床面積が9 m²以上であること （収納設備が備えられている場合は、当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が備えられている場合は、当該設備の床面積を除く。）</p>
	設備	<p>共有部分に、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室（シャワー室でも可）、洗濯室（洗濯場でも可）の設備等が備えられていること ※各専用部分に、いずれかの設備等が備えられている場合は、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。 ※共有部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者が共同で利用することができる場所に備える</p>

		ことをもって足りるものとする。)
		水回り設備（便所、洗面設備及び浴室若しくはシャワー室）が居住者5人に対して1以上あること
その他		特定の者について不当に差別的なものでないこと、入居することができる者が著しく少数となるものでないこと、その他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであること
		家賃の額が、近傍同種の賃貸住宅の家賃の額と均衡を失しないものであること
		登録を受けようとするもの並びに建物の転貸借が行われている場合にあつては、当該建物の所有者及び転貸人が欠格要件に該当しないこと

※床面積は、壁芯により算定したものとする。